

第3回「京都府新たな移住に関する条例検討委員会」

次 第

日時：令和3年5月27日（木）9時30分～11時30分
於：Zoomビデオウェビナー（ホテルルビノ京都堀川2階加茂）

1 開 会

2 報 告

（1）これまでの検討状況について

（2）令和3年度の予定について

3 議 事

（1）新たな移住条例の考え方（案）について

（2）新条例における移住促進特別区域のイメージ（案）について

4 閉 会

第3回「京都府新たな移住に関する条例検討委員会」

出席者名簿

■委員

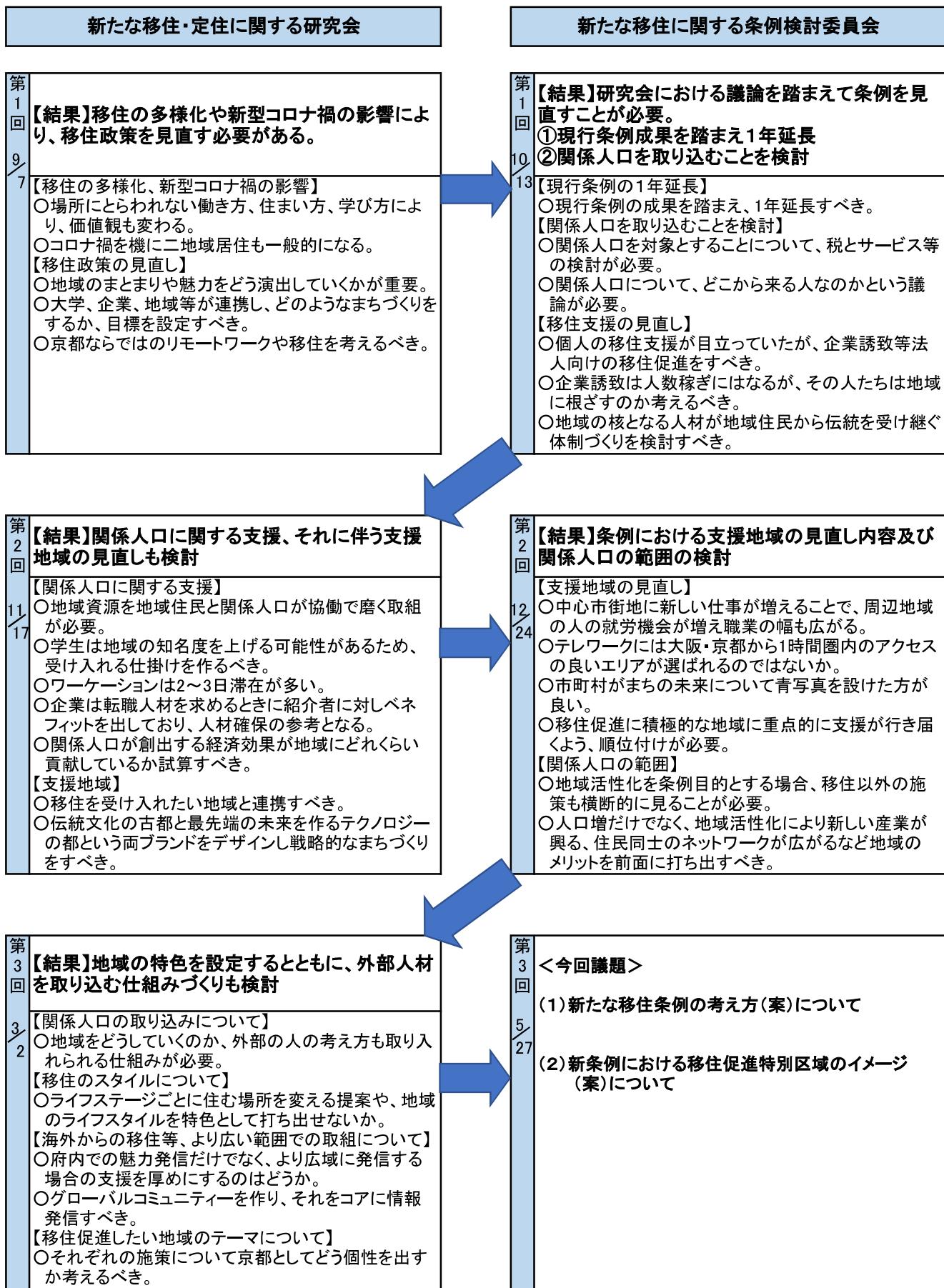
氏名	団体・所属等	職名	備考
小畠 英明	一般社団法人 京都経営者協会	会長	
黒坂 則子	同志社大学法学部	教授	
鈴木 博之	株式会社国際電気通信基礎技術研究所 (ATR)	代表取締役専務	
田中 大貴	d:matcha	代表取締役	
田村 篤史	京都移住計画	代表	
辻田 素子	龍谷大学経済学部現代経済学科	教授	
中川 正樹	株式会社丹後王国ブルワリー	代表取締役	
山極 寿一	総合地球環境学研究所	所長	

※五十音順

■京都府

氏名	職名	備考
山下 晃正	副知事	
岡本 孝樹	企画調整理事	
吉田 宏則	企画参事（北部担当）	
長塩 泰治	農村振興課参事	
田淵 功	経営支援・担い手育成課長	

新たな移住・定住に関する研究会と条例検討委員会の議論等について



新たな移住条例の考え方（案）（イメージ）

	新たな移住条例	現行の移住条例
目指す 方 向	<ul style="list-style-type: none"> ○多様化する「移住」ニーズに対応した 移住の促進、移住者等の活躍応援 ○地域の担い手として活動する関係人 口も施策の対象に追加 	<ul style="list-style-type: none"> ○農村地域の維持・発展 ○「移住」「定住」の促進 ○空家の解消、耕作放棄地の活用
基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ○移住者の多様なニーズへの対応と移住 者等が活躍できる地域づくりの推進 (=市町村が地域の特性を生かした重 点地域・テーマを定めて移住促進) ⇒分かりやすい特色を積極的に発信 	<ul style="list-style-type: none"> ○空家及び農地を活用した移住促進に による地域活性化 (=コミュニティ維持及び担い手確 保等による農村等中心の地域振興)
取組地域	<p style="text-align: center;">市町村が地域の特色や 求める移住者像を示す区域</p> <p style="text-align: center;">移住促進特別区域</p> <p style="border: 1px solid red; padding: 2px;">※人口集中地区も含めて指定可能 (旧移住促進特別区域はみなし指定)</p>	<p style="text-align: center;">移住促進特別区域</p> <p style="text-align: center;">※人口集中地区を除く (農山漁村地域等)</p>
施 策 柱立て	<p style="text-align: center;">市町村がテーマに沿った施策を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移住人材の仕事、活躍の場づくり 等 ・空家活用(税軽減、改修支援等) ・情報の提供(移住相談等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・空家活用(税軽減、改修支援等) ・農地活用 ・情報の提供(移住相談等)
	<p>各市町村が地域の特性を生かした環境 整備を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・副業、外部人材マッチング ・起業、創業者交流ひろば ・ワーケーション推進 等 	

支援対象となる者の範囲について

▶地域と関わろうとする人で移住しない人（住所を移さない人）について、どこまで支援するか？

- ・住居等を持つ人（不動産の取得者等）
- ・起業、交流の場づくり等、移住促進に繋がる取組を行う人
(小売店舗の起業者、サテライトオフィス設置者等)

<研究会意見>

- 外部人材が地域の人が気づいていない資源に対する価値観を作ると地域の自信になるため、その魅力を地域と協働して磨くことが重要。
- 行政は黒子となり、大学やその地域に居るユニークなプレイヤーが表側に出てくる方が外部人材が関わりやすい。

1

論点2

移住促進特別区域のあり方について①

▶移住を促すべき地域とは？

現在は

- ・農山漁村地域（条件不利地域）

- 
- ・市町村が移住を促進したい地域
→府外から移住者を受け入れる体制整備及び希望等がある場合、人口集中地区等の市街地を含めることに課題があるか？

<研究会意見>

- 移住条例の移住促進特別区域が現在100地域近くあるが、差異をどのように発信していくかがポイントではないか。
- 移住者を望んでいない地域に移住することを避けるため、受け入れたいと手を挙げた地域で取り組むべき。

2

移住促進特別区域のあり方について②

▶農山漁村地域に限定しない場合、条件不利地域への移住を損なわないために何が必要か？
(地域と移住者の求める内容のミスマッチ防止が重要)

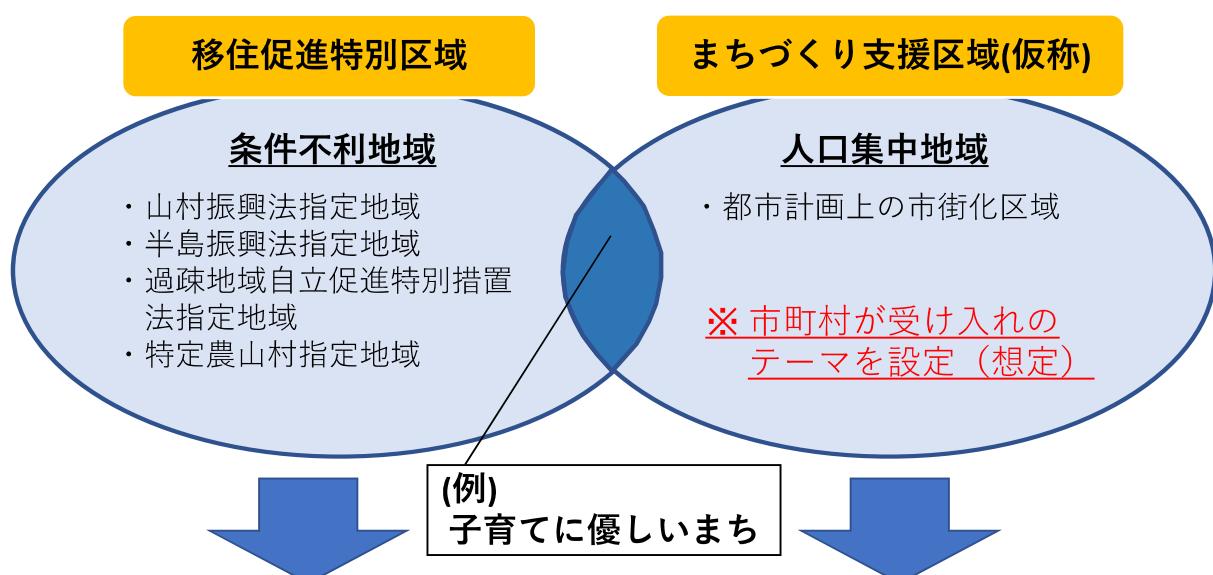
- ・地域によって支援に差をつける
- ・地域ごとにテーマを設定、該当する移住者に対して支援を実施してはどうか。

(テーマ例) 子育て環境・・・子育て世帯の住まい改修支援
文化芸術・・・防音設備、アトリエ改修支援
学び・・・Web環境整備支援

<研究会意見>

○地域の人が望むことと地域外の人が魅力に感じることはミスマッチしている可能性があり、地域が望んでいることをすると成功しない虞がある。 3

移住促進特別区域とまちづくり支援区域(仮称)のイメージ(案)



移住者への支援	地域と関わりを持とうとする者への支援
・登録空家改修補助 等	・コワーキングスペース設置支援 ・起業支援、子育てスペース整備等支援

新たな移住を進める地域で どのような地域づくりを していくのか？

～新たな移住者とどのような地域を目指すのか？～

今までの地域づくり

農業や地域の担い手
地域コミュニティの維持

これからの地域づくり例

子育てしやすいまち
学生が行き交うまち
文化芸術のまち
起業や観光のまち 等

(自治体や地域で考える地域づくりを基本)

5

新たな移住を進めるために どのような支援が必要か？

～新たな移住者とどのような地域を目指すのか？～

今までの主な支援

【移住者向け】

- ・空家改修支援
- ・就業支援
- ・不動産取得税軽減

【受入地域向け】

- ・家財道具整理支援
- ・受入団体整備支援

【共通】

- ・空家バンク

これからの支援例

【移住者向け】

- ・空き家改修支援
- ・就業支援
- ・不動産取得税軽減

【受入地域向け】

- ・家財道具整理支援
- ・受入団体整備支援
- ・商店街空店舗支援

【共通】

- ・空家＋空店舗バンク

【関係人口向け】

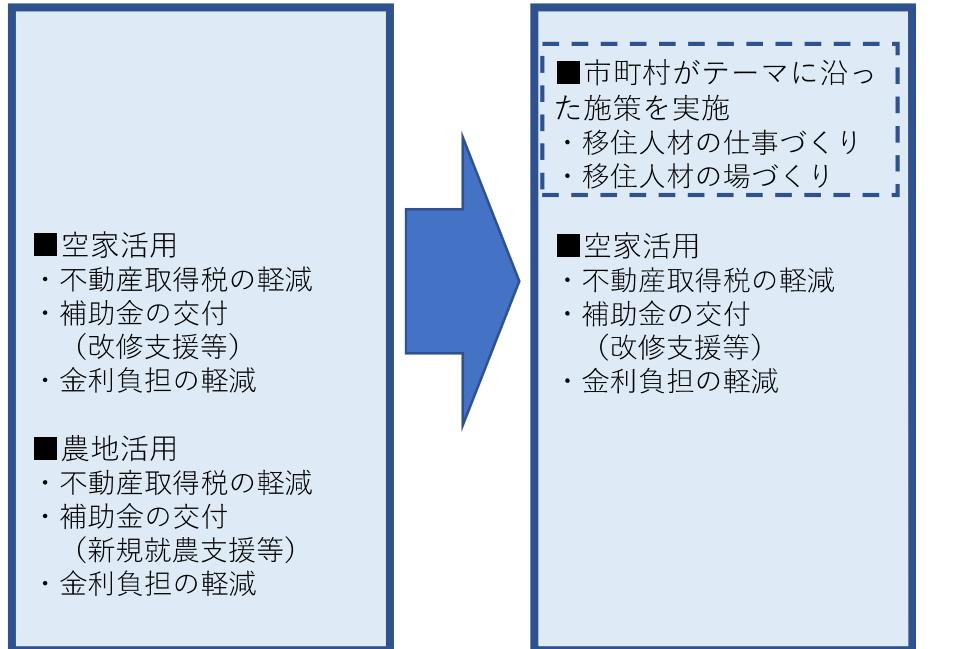
- ・起業支援
- ・テレワーク支援
- ・副業・兼業支援
- ・関係人口等交流拠点整備支援

等

6

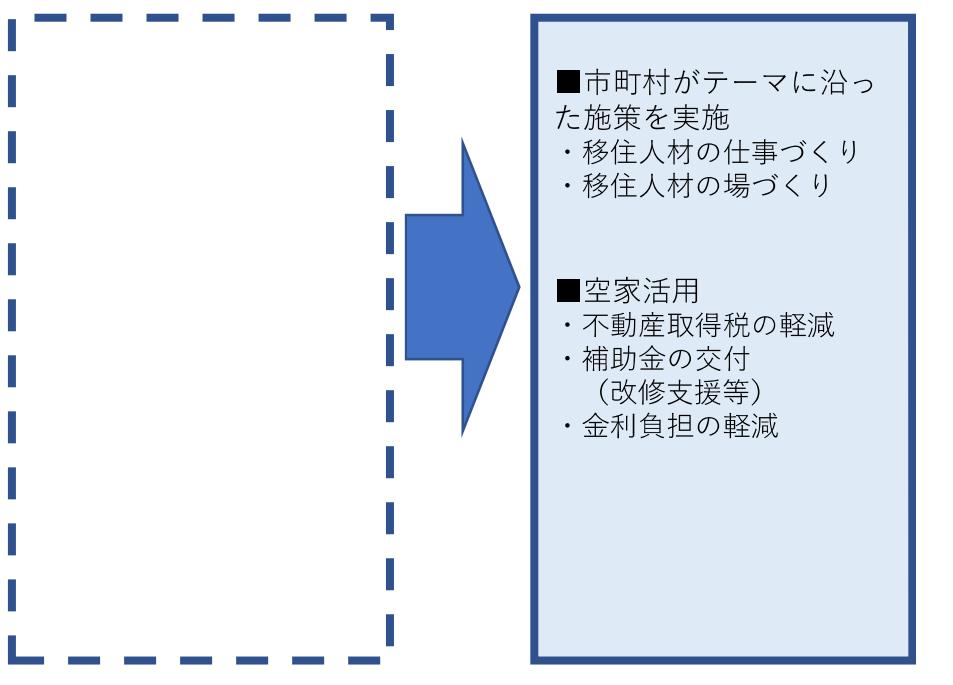
移住促進特別区域のイメージ

■現行の移住促進特別区域



■新条例で新たに指定する移住促進特別区域

地方都市の中心部も可能
(農山漁村等の周辺地域へも効果が波及)



府で地域の特色をパッケージとしてとりまとめ、移住先を色々選べる京都として情報発信